

取り付けましたか？

設置は義務です

住宅用火災警報器

平成20年6月1日から、すべての住宅に住宅用火災警報器の設置が義務付けられています。

「まさか！」の火事

住宅用火災警報器で
助かる命があります。

万が一の時でも、住宅用火災警報器があれば
いち早く火災を知らせてくれます。



どこに取り付けたらいいの？

取り付けが義務付けられている所

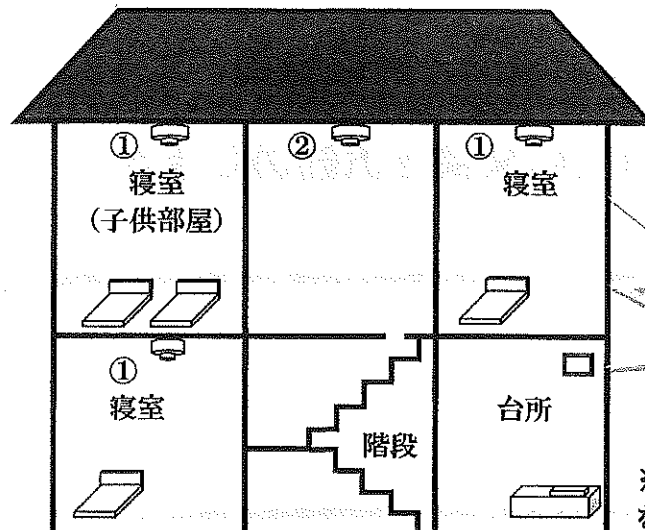
- ① 寝室
- ② 階段

取り付けをお勧めする所

台所

① 寝室

就寝に使用している子供部屋等も対象となります。



② 階段

寝室のある階の階段最上部に設置します。

悪質な訪問販売にご注意を！

※不適正な価格、無理強い販売を行う業者に注意してください。

問合せ先

香取広域市町村圏事務組合消防本部予防課

0478-52-1192

住宅用火災警報器 取り付けたその「あと」に

定期的に作動確認をしましょう！

ボタンを押す、又はひもを引いて作動確認をします。

正常な場合は？

正常をお知らせするメッセージ
または火災警報音が鳴ります。



注) 警報音はメーカーや製品により異なります。

音が鳴らない場合は？

電池がきちんとセットされているか、
ご確認ください。



それでも鳴らない場合は、「電池切れ」
か「機器本体の故障」です。

火災警報以外の警報が鳴った
場合は？

「電池切れ」か「機器本体の故障」です。

故障か電池切れか分からない
場合は？

取扱説明書を確認するか、メーカーに
お問合せください。

住宅用火災警報器は、10年を
目安に交換をお勧めします。

住宅用火災警報器は、古くなると電子部品の寿命や電池
切れなどで、火災を感知しなくなることがあるため、とても危
険です。10年を目安に交換しましょう。

